

公益社団法人 国際演劇協会日本センター

会員に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人国際演劇協会日本センター（以下、この法人という。）定款第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条の規定に基づき、この法人の会員の入会及び退会並びに入会金及び会費の納入に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の種別)

第 2 条 定款第 5 条に規定する会員は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体とする。

- (1) 正会員劇作家、作曲家、演出家、実演家、評論家、劇場スタッフをはじめとする舞台芸術に関わるものであって、この法人の目的に賛同して入会した個人、又は舞台芸術の創造制作提供支援等に関わるものであって、この法人の目的に賛同して入会した団体
 - (2) 賛助会員この法人の目的に賛同して、その活動を支援するために入会した個人又は団体
 - (3) 名誉会員この法人に功労があった者で社員総会の決議をもって推薦された者
- 2 前項のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。
- 3 賛助会員には、業種の別によって、A, B, C の種別（カテゴリー）を設ける。

(入会の手続)

- 第 3 条 定款第 6 条第 1 項に規定する入会申込書は、別紙第 1 号または 2 号様式とし、同申込書に個人にあっては、履歴書及び住民票（又は身分を証明する書類）、団体にあっては、当該団体の定款及び登記事項証明書を添付しなければならない。ただし、代表理事が特に必要がないと認めたときは、添付書類の一部又は全部の添付を省略することができる。
- 2 定款第 6 条第 2 項に規定する賛助会員の入会申込書は、別紙第 3 号様式とし、その手続きは前項の規定に準ずる。

(入会資格審査基準)

- 第 4 条 理事会は前条の申込みを受領した時は、定款第 6 条第 1 項に基づく基準により、その可否を判断する。
- 2 代表理事は、理事会において入会の可否を決定したときは、直ちに別紙第 4 号様式（入会決定通知書）により本人に通知しなければならない。
- 3 会員の入会は、機関誌等の広報媒体を通じて各会員に通知するものとする。

(入会金及び会費)

- 第 5 条 定款第 7 条に規定する入会金及び会費は、以下の通りとする。
- | | |
|----------------|------------------------|
| (1) 正会員 個人 | 入会金 6,000 円会費 12,000 円 |
| (2) 正会員 法人（団体） | 入会金 6,000 円会費 18,000 円 |
| (3) 賛助会員 | |

カテゴリーA（個人及び小規模劇団等）	入会金 0 円会費一口 18,000 円
カテゴリーB（劇場及び舞台制作・舞台技術関連会社）	入会金 0 円会費一口 30,000 円
カテゴリーC（興行業界、放送業界、その他の企業）	入会金 0 円会費一口 100,000 円

(4) 名誉会員入会金、会費とも支払いを要しない。

- 2 事業年度の途中で入会した正会員及び賛助会員のその事業年度の会費は、月割とすること又は理事会においてこれを減免することができる。

(会費の納入)

第 6 条 この法人に入会した正会員及び賛助会員は、第 4 条第 2 項の規定による入会決定通知を受け取った日から 30 日以内に、入会金及びその事業年度分の会費を所定の方法により納入しなければならない。

- 2 正会員及び賛助会員は、毎事業年度の会費として 8 月末日までに所定の方法により納入しなければならない。
- 3 この法人は、正会員及び賛助会員から入会金及び会費が納入されたときは、領収書を発行しなければならない。但し入会金及び会費が金融機関から振込の方法により納入された場合は、領収書の交付は省くことができる。
- 4 正会員及び賛助会員から入会金及び会費が納入されたときは、直ちに台帳に記載しなければならない。

(会費の用途)

第 7 条 第 5 条の会費は、その 2 分の 1 以上を当該年度の公益目的事業に使用し、残余はその他の事業及び管理費用に使用するものとする。

(会員の特典)

第 8 条 会員は次の特典を享受することができる。

- (1) この法人が刊行する主要刊行物（「国際演劇年鑑」又はそれに相当するもの。別冊を含む）を無料で配布を受けることができる。
- (2) 機関誌、メール等による定期的な情報提供を受ける。
- (3) この法人が主催、共催する研修会、セミナー等に割引料金で参加できる。

(資格の喪失)

第 9 条 代表理事は、会員が定款第 10 条の規定により資格を喪失したときは、会員名簿にその旨を記載しなければならない。

(退会)

第 10 条 会員は、別紙第 5 号様式により退会届をこの法人に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(資格喪失に伴う権利及び義務)

第 11 条 正会員及び賛助会員が年度の途中において退会するときは、その会員であった期間に相当する未納会費を納入しなければならない。

2 既納の入会金及び会費は、いかなる事由があっても、これを返還しない。

(会員の異動に関する通知)

第 12 条 代表理事は、第 4 条第 2 項の規定に基づき新会員の入会を決定したとき若しくは会員がその資格を喪失し又は退会したこと等により会員に異動があったときは、この法人が発行する機関誌等の広報媒体にこれを掲載しなければならない。

(補則)

第 13 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会が別に定めるものとする。

(改廃)

第 14 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て社員総会の承認を要する。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

添付資料

別紙第 1 号様式入会申込書（個人）別に定める

別紙第 2 号様式入会申込書（団体）別に定める

別紙第 3 号様式賛助会員申込書別に定める

別紙第 4 号様式入会決定通知書別に定める

別紙第 5 号様式退会届別に定める